

長崎県長崎市「宿泊税」の新設について

1. 長崎市宿泊税新設の理由 [長崎市協議書から]

宿泊税の導入については、令和元年10月から令和2年9月にかけて外部有識者等からなる「長崎市宿泊税検討委員会」を設置して検討を行い、宿泊税の使途、課税要件、導入までの取り組み、基金の設置等について提言がなされた。

また、宿泊事業者等との意見交換を重ね、宿泊税条例を長崎市議会に提案し、令和4年3月11日に可決されたところ。

宿泊税については「訪問客への還元」という方針に基づき、観光振興施策の実施に活用することで、都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進し、宿泊客の増加による宿泊税の増収から新たなサービス提供に繋げる好循環を生み出し、長崎市の基幹産業のひとつである観光の更なる振興を図るため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を新たに課することとしたい。

2. 長崎市宿泊税の概要

課税団体	長崎県長崎市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為
税収の使途	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数
納税義務者	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者
税率	1人1泊について、宿泊料金が (1) 1万円未満のもの・・・100円 (2) 1万円以上2万円未満のもの・・・200円 (3) 2万円以上のもの・・・500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	(初年度) 約4億円 (平年度) 約4.4億円
非課税事項	修学旅行その他の行事に参加している者のほか、市長が必要と認める者
徴税費用見込額	(導入前) 約1.1億円、(初年度) 約0.3億円、(平年度) 約0.2億円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

長崎市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)があるが、長崎市宿泊税の課税標準は「旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊数」であり、1泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であり、一定税率で課税した上で前段階税額を控除して納税する仕組みであることから、両者の課税標準が同じであるとは言えないと考えられる。

② 住民の負担

長崎市宿泊税の税率は、1人1泊について、宿泊料金が1万円未満は100円、1万円以上2万円未満は200円、2万円以上は500円としている。

これらは、宿泊者の受益に着目して広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、先行自治体の税率と同水準であることも踏まえると、住民の負担が著しく過重とまでは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

長崎市宿泊税は、「旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国税的なものとは言えないと考えられる。

したがって、「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

長崎市宿泊税は、(1)②のとおり著しく過重な税負担であるとまでは言えず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであると言える。

また、政府の観光に関する取組については、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)において方針が示されている。その中で、受益者負担による観光施策に充てる追加的財源を確保することを検討すると述べられており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。